

防砂堤	防砂堤 (北)	80	B-2-6~B-2-8
防潮堤	南防潮堤	116	B-3-5
	南防潮堤	232	B-3-9~B-3-11
護岸	護岸 (防波)	20	B-5-38
	平島護岸	40	B-5-39
	平島護岸	20	B-5-40
	平島護岸	60	B-5-41
	平島護岸	20	B-5-42
	平島護岸	30	B-5-43
	ブロック製作ヤード護岸	93	B-5-44
突堤	梶鼻突堤	41	B-7-1
胸壁	鵜殿港第5胸壁	375	B-8-6
	鵜殿港第6胸壁	251	B-8-7
離岸堤	平島地区潜堤	300	B-11-2

(3) 係留施設

港湾施設の種類	名 称	水深 (m)	延長 (m)	エプロン幅 (m)	施 設 番 号
岸壁	公共岸壁	-5.5	310	15.0	C-1-3~C-1-5
	ブロック製作ヤード岸壁	-5.5	150	15.0	C-1-6
物揚場	鵜殿港物揚場	-3.0	230	10.0	C-6-1~C-6-2
	鵜殿港物揚場	-2.0	250	10.0	C-6-3
船揚場	鵜殿港船揚場	-3.0	幅 37.1 延長 41.0	-	C-7-2
	鵜殿港船揚場	-2.0	幅 32.4 延長 20.0	-	C-7-3

(4) 臨港交通施設

港湾施設の種類	名 称	幅 (m) × 延長 (m)	施 設 番 号
道路	鵜殿港臨港道路	6.0 × 230	D-1-1
	鵜殿港臨港道路	6.0 × 70	D-1-1-1
	鵜殿港臨港道路	6.0 × 331	D-1-2

(5) 荷さばき施設

港湾施設の種類	名 称	能 力 (m ²)	施 設 番 号
荷さばき地	荷さばき地	1,682	F-4-1
	漁港区荷さばき地	3,100	F-4-2

(6) 保管施設

港湾施設の種類	名 称	面積 (m ²)	用途区分	施 設 番 号
野積場	鵜殿港野積場	1,920	水産品	H-2-2
	ブロック製作ヤード	6,329	砂利、砂、石材	H-2-3

(7) 廃棄物処理施設

港湾施設の種類	名 称	能 力	施 設 番 号
廃棄物処理施設	鵜殿港廃棄物処理施設	5t/日	K-3-1

(8) 港湾管理施設及び港湾管理用移動

港湾施設の種類	名 称	用 途	施 設 番 号
その他の港湾の管理のための施設	海象観測施設	各種気象データの収集	N-5-1

三重県告示第224号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第158条第1項の規定により、使用料の収納事務を次のとおり委託しました。

なお、地方自治法施行令第158条第1項の規定による使用料の収納事務の委託 (平成6年三重県告示第354号) は廃止しました。

平成13年4月13日

三重県知事 北 川 正 恭

1 使用料

三重県都市公園条例 (昭和47年三重県条例第33号) 第10条第1項に規定する北勢中央公園、鈴鹿青少年の森及び大仏山公園に係る公園施設使用料

2 委託先

津市桜橋1 - 104

社団法人 三重県緑化推進協会

3 委託の始期

平成13年4月1日

三重県告示第225号

三重県証紙条例（昭和40年三重県条例第12号）第5条第1項の規定により指定した次の証紙の販売人から、その業務を廃止した旨の届出がありました。

平成13年4月13日

三重県知事 北川正恭

証紙の販売人の種別並びに名称及び住所並びに証紙の販売所の名称及び所在地

証紙の販売人の種別	証紙の販売人の名称及び住所	証紙の販売所	
		名称	所在地
小売販売人	青山町農業協同組合 名賀郡青山町阿保136番地	桐ヶ丘支店	名賀郡青山町桐ヶ丘3 - 335 - 1

三重県告示第226号

三重県証紙条例（昭和40年三重県条例第12号）第5条第1項の規定により指定した証紙の販売人の名称について、次のとおり変更がありました。

平成13年4月13日

三重県知事 北川正恭

	販売人の名称
新	伊賀南部農業協同組合
旧	伊賀名張農業協同組合

三重県告示第227号

三重県証紙条例（昭和40年三重県条例第12号）第5条第1項の規定により指定した証紙の販売人の証紙の販売所の新設を次のとおり承認しました。

平成13年4月13日

三重県知事 北川正恭

証紙の販売人の名称	新設する証紙の販売所	
	名称	所在地
伊賀南部農業協同組合	伊賀南部農業協同組合箕曲支店	名張市夏見278 - 1
	伊賀南部農業協同組合桐ヶ丘店	名賀郡青山町桐ヶ丘3 - 335 - 1

選管告示

三重県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項及び第7条の規定による政治団体の届出がありました。

平成13年4月13日

三重県選挙管理委員会委員長 田中克己

1 政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	備考
岡本知順後援会	谷 薫	寺嶋 弘	一志郡白山町大字岡259	

元 坂 明 後 援 会 鳥 田 正 司 野 田 俊 美 度会郡大宮町野原1096 - 1

2 届出事項の異動

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧	備 考
自由民主党嬉野町支部	会 計 責 任 者	山 口 碩 治	久 保 直 人	政 党
伊藤幸治を励ます会	代 表 者	服 部 文 博	立 木 隆 男	
井上大後援会「大志会」	名 称	井上大後援会「大志会」	井上大後援会	
内田一億後援会	代 表 者	市 勢 英 勝	池 田 好 一	
岡田かつや後援会	名 称	岡田かつや後援会	岡田克也後援会	
岡田かつや後援会	代 表 者	岡 田 克 也	水 越 脩	
岡田かつや後援会	会 計 責 任 者	田 中 勝 彦	高 橋 正 男	
川端龍雄後援会	代 表 者	仲 村 忠 保	川 端 重 喜	
木下行保後援会	主たる事務所の所在地	鳥羽市菅島町364 - 16	鳥羽市菅島町269 - 3	
木下行保後援会	代 表 者	木 下 正 一	西 村 利 廣	
木下行保後援会	会 計 責 任 者	木 下 尚 則	木 下 光 弥	
憲 友 会	会 計 責 任 者	桑 原 哲 男	栗 野 善 克	
篠田耕一を支える会	代 表 者	篠 田 昌 宏	篠 田 耕 一	
日本行政書士政治連盟三重県支部	主たる事務所の所在地	津市広明町349 - 1	津市西丸之内17 - 1	
三重県商工政治連盟	会 計 責 任 者	小 林 典 之	村 主 交 平	
三重県測量設計関連業政治連盟	会 計 責 任 者	柘 植 満 博	中 尾 五 郎	
もりおか昭二後援会・水平会	会 計 責 任 者	森 岡 広 生	森 岡 信 次 郎	

備 考

主たる活動区域の異動により総務大臣届出に変更 岡田かつや後援会

三重県選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条の規定による政治団体の平成11年中の収支に関する報告書の要旨を次のとおり公表します。

平成13年4月13日

三重県選挙管理委員会委員長 田 中 克 己

中村芳信後援会

報告年月日 平成13年2月22日

1 収入総額	0円
前年繰越額	0円
本年收入額	0円
2 支出総額	0円
3 翌年度への繰越額	0円

三重県選挙管理委員会告示第25号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条の規定による政治団体の平成11年中の収支に関する報告書について、訂正の報告があったので、訂正後の収支の要旨を次のとおり公表します。

平成13年4月13日

三重県選挙管理委員会委員長 田 中 克 己

伊藤正俊後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名

伊藤 正俊

資金管理団体の届出に係る公職の種類

町長

報告年月日 平成12年3月27日

訂正年月日 平成13年3月6日

1 収入総額	278,803円
前年繰越額	4,550円
本年收入額	274,253円
2 支出総額	278,803円
3 翌年度への繰越額	0円
4 収入の内訳	
寄附	274,253円
個人分	274,253円
5 支出の内訳	
政治活動費	278,803円
選挙関係費	278,803円
6 寄附の内訳 (個人分)	
瀧 英樹	80,000円桑名市
伊藤 正俊	194,253円員弁郡藤原町

三重県選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出がありました。

平成13年4月13日

三重県選挙管理委員会委員長 田 中 克 己

政治団体の名称	解散年月日	備考
神戸川かつみ神辺後援会	平成13年2月22日	
小林茂久後援会	平成13年3月5日	
篠田耕一後援会	平成12年12月31日	
篠田耕一を支える会	平成12年12月31日	
中村芳信後援会	平成12年12月31日	

三重県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の際における収支に関する報告書の要旨を次のとおり公表します。

平成13年4月13日

三重県選挙管理委員会委員長 田 中 克 己

篠田耕一後援会

報告年月日 平成13年3月6日

1 収入総額	94,000円
前年繰越額	94,000円
本年收入額	0円
2 支出総額	0円
3 差引額	94,000円

篠田耕一を支える会

報告年月日 平成13年3月6日

1 収入総額	0円
--------	----

前年繰越額	0円
本年収入額	0円
2 支出総額	0円
3 差引額	0円

中村芳信後援会

報告年月日 平成13年 2 月22日

1 収入総額	0円
前年繰越額	0円
本年収入額	0円
2 支出総額	0円
3 差引額	0円

三重県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の異動の届出がありました。
平成13年 4 月13日

三重県選挙管理委員会委員長 田 中 克 己

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異 動 事 項	新	旧	備 考
伊 藤 明	伊藤明後援会	公 職 の 種 類	市議会議員	市長	
井 上 大	井上大後援会 「大志会」	名 称	井上大後援会 「大志会」	井上大後援会	

三重県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定の例による資金管理団体でなくなった旨の届出がありました。

平成13年 4 月13日

三重県選挙管理委員会委員長 田 中 克 己

資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
篠田耕一を支える会	津市城山 2 - 24 - 12	篠 田 耕 一	平成13年 3 月 6 日

備 考

資金管理団体の指定の届出をした者の死亡に伴う届出であり、当該指定の届出をした者の氏名は篠田耕一であり、公職の種類は市議会議員である。

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、三重県知事から平成11年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について通知がありましたので、同項の規定により次のとおり公表します。

平成13年 4 月13日

三重県監査委員	秋 田 一 民
三重県監査委員	恒 藤 則 行
三重県監査委員	島 本 暢 夫
三重県監査委員	川 端 治 夫

平成11年度包括外部監査結果に対する対応

テーマ	監 査 結 果 の 概 要	対 応 結 果	備 考
	財政的援助団体の財務事務		
監査人意見	財政的援助団体の経営努力について 現在の団体と県との関係は、団体の経営努力が報われないシステムとなっている。 詳細は、三重県体育協会の結果のとおりである	県の外郭団体についてその在り方を含めた全体の見直しを進めることとしています。 今回指摘のあった財政的援助団体の問題については、その中で団体経営の効率化を行	

	が、効率性の面から問題であり、結果的に県の負担が重くなるシステムである。	うとともに、団体の経営に対する努力が報われるシステムを導入していきたいと考えています。	
(1) (助)三重ビジターズ推進機構			新産業創造課
指摘事項	<p>ア. サンアリーナの施設管理運営事業費について 施設管理運営事業費の削減に目を向ける必要がある。 例えば、清掃管理等は随意契約で契約されているが、入札への変更も検討する必要がある。</p> <p>イ. 鳥羽展望台の収益改善について 平成10年度末で、繰越欠損金が213,945千円となっており、収益改善の抜本的対策が必要である。 平成15年には志摩開発有料道路（パールロード）の第1期分が無料化されるという好材料があるものの、伊勢鳥羽地域への観光客の減少状況から勘案して、今後とも厳しい経営が続くと予想される。 このため、事業収入が前年対比マイナスでも採算合わせができるよう費用の削減をはかるか、又は経営の全部直営をやめ、一部又は全部民間に有償で賃貸し、鳥羽展望台の観光施設の価値を残したまま、採算を合わせる（減価償却費計上前利益の確保）必要がある。</p> <p>ウ. 出資金の評価について 当財団は、民間企業に70,000千円（4社）出資しているが、その内3社の出資金については、当該法人が債務超過等の状況にあり、資産としての価値はなく、資産から除却する必要がある。（3社、45,000千円）</p> <p>エ. 土地開発資産について 国崎地区（面積246,649㎡）、石鏡・本浦地区（面積235,873.11㎡）の土地を(助)三重県志摩開発公社（購入当時）が昭和45年から47年に購入し現在も所有しているが、いずれも景観等に難点があり、また、現在の経済情勢から考えれば、想定売却価格（帳簿価格の1割増しが原則）での販売は困難と判断される。</p> <p>オ. 退職給与引当金について 128,697千円の引当不足となっており、段階的、計画的に引当不足を解消していくことが必要である。</p>	<p>平成12年4月から次のように対応することとしました。 平成12年度の施設管理運営事業費を、対前年比87.5%と大幅な削減を図りました。 清掃管理委託契約は指名競争入札で行いました。 今後も引き続き経費節減の努力をするとともに、委託契約等において可能な限り入札を導入します。</p> <p>平成12年4月から次のように対応することとしました。 人件費抑制と職員の効率的運用を図るため、繁忙期と閑散期の勤務を見直し、できる限り少ない職員でサービス低下を招かないように運営しています。 職員の採用については、退職者不補充を前提としてパート職員を必要な時だけ雇用し対応しています。 さらに、現在展望台のあり方についていろいろな観点から検討をしており、平成13年度中には一定の方向性を出す予定です。</p> <p>税理士に確認したところ、非公開株の時価評価は一般的ではないとのことであり、売却に際して評価することとなります。 出資した経緯から資産価値がなくとも保有せざるを得ないです。 ただし、1社については平成12年12月に売却をしました。</p> <p>平成15年のパールロード（第1期区間）無料化を視野に入れ、売却等に向けた条件整理を順次行っているところです。（平成12年度は浦村の土地について面積、境界確定予定） 現在の経済状況及び立地条件から売却は非常に困難な状況ですが、引き続き売却に努力するとともに、売却以外の活用、処分方法等を検討中です。</p> <p>当該引当金は、平成10年度から積み立てを行っており、平成12年度は6,015千円積み立てる見込みであり、今後も積み立てに努めていきます。 収益事業部門の積み立ては、資金収支から見て困難な状況ではあるが、経営改善を図る中において積み立てに努力していきます。</p> <p>平成12年2月に設置された「伊勢志摩であい交流スクエア検討委員会」と連携し、具体的方策をまとめる予定です。 施設の位置づけについては、これまで</p>	
監査人意見	(県営サンアリーナの現状と将来) 平成10年度の実質収支で見ると、年間約13億円を超える支出超過となっている。(収入：56,976千円、支出1,357,895千円)		

	<p>13億円を超える効果は疑問である。この効果を単年度13億円の業費を投じる事業の経済効果と比較して、優劣を検討すべきである。</p>	<p>どおりスポーツを中心とした利用により集客交流を図ります。</p> <p>管理運営のあり方については、利用料金制の導入について平成14年度実施に向けて検討しています。</p> <p>周辺土地との関連については、検討中です。</p>							
(2) (財)三重県体育協会			体育保健課						
指摘事項	<p>ア. 三重県との鈴鹿スポーツガーデン運営委託契約について</p> <p>運営委託契約（委託料平成10年度479,652千円）が、当財団の経営努力が報われる契約になっておらず、結果的に高い委託料を県が負担している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決算書では、収入と支出が等しく収支差額がゼロとなっている。これは、運営にかかった費用を全額三重県が負担することになっているためである。このため、財団としては費用を節約したとしても委託料を減額されるだけで何のメリットもなく経営努力をする必要性がないということになる。 	<p>通年供用した2年間の「経営分析結果」を基に検討した結果、委託方法について、受託者（県体育協会）の経営努力を反映し、施設管理に係る裁量権を拡大したシステムに改めます。新システムは、13年度に試行と検証を行い、14年度から実施します。</p>							
	<p>イ. 固定資産について</p> <p>当財団では、平成9年度まで貸借対照表が作成されておらず、簿外資産がある可能性がある。また、固定資産が把握されていない。固定資産の実査を実施して、当財団の財産を明確にすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成10年度の期首残高では流動資産のみ記載。 	<p>公益法人会計基準に基づき、貸借対照表等、財務諸表を整備しました。固定資産については、車輛運搬具の計上を済ませました。その他備品についても整備が完了し、12年度末の理事会で承認を得ます。</p>							
	<p>ウ. 土地建物売却代金の運用について</p> <p>鈴鹿青少年スポーツセンターを平成11年3月に民間企業へ売却しているが、金額（売却額2,278,120千円）が巨額であり、早急に活用方法を決定すべきである。</p>	<p>売却に要した費用を差し引いた残額2,247,445,996円から、鈴鹿スポーツセンター建設に係る出捐金分121,434千円を基本財産へ繰入れ、さらに基本財産の増額として500,000千円の積み立てを行いました。</p> <p>残額1,626,011,996円のうち、16億円を事業準備特定預金として繰入れ、その有効活用について検討を進めてきましたが、今後は来年度より着手する県体育協会の今後の指針となる「中長期経営計画」策定の中で検討を続けます。</p> <p>(参考)</p> <table border="0"> <tr> <td>土地建物売却代金</td> <td>2,284,020,744円</td> </tr> <tr> <td>売却に要した費用</td> <td>36,574,748円</td> </tr> <tr> <td>差 引</td> <td>2,247,445,996円</td> </tr> </table>	土地建物売却代金	2,284,020,744円	売却に要した費用	36,574,748円	差 引	2,247,445,996円	<p>残額26,011,996円については、流動資産としています。</p>
土地建物売却代金	2,284,020,744円								
売却に要した費用	36,574,748円								
差 引	2,247,445,996円								
	<p>エ. 基本金等の額について</p> <p>「県の出資等に係る法人の経営状況に関する説明書」（平成11年6月）によれば、当財団の基本金等の額は135,984千円であるが、決算書によると18,600千円となっており、差額117,384千円が計上もれとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原因は、昭和46年設立時より貸借対照表が作成されておらず、基本金等の会計処理がなされていないことによる。 	<p>諸帳簿の整備とともに金額の精査を行った上、理事会の承認を得、経理上の手続きを完了しました。</p>							
監査人意見	<p>(1)鈴鹿スポーツガーデン運営委託契約の委託料の算定に当たっては、県が効率的な見積りを実施し、その見積り以下で管理運営すれば当財団の利益とするようなシステムに改めるべきである。</p>	<p>上記の「ア. 三重県との鈴鹿スポーツガーデン運営委託契約について」のとおりです。</p> <p>「公の施設」の委託先は、地方自治法の規定により限定されています。同法の規定</p>							

	<p>また、委託契約自体も競争入札にすることが考えられる。</p> <p>(2)プール等の施設利用の目標値が教育委員会で掲げられ、主な職員に知らされているが、このような目標値が、現場に携わるすべての職員の意識に浸透すれば、なおよりよい成果が得られると思う。</p>	<p>に基づき県条例で、委託先を(財)三重県体育協会と定めています。</p> <p>施設の目標値等の周知については、職員研修の場で徹底を図り、また、職場にも目標値を掲示し意識付けをしています。</p> <p>今後も職場研修を実施し、職員の意識改革に努めます。</p>	
(3)	(財)三重県工業技術振興機構	<p>新産業の創出を行うため、平成12年4月1日に(財)三重県企業振興公社と当財団が統合され、新財団「三重県産業支援センター」が発足しました。</p>	産業政策課
指摘事項	<p>ア. 県からの出向者等の人件費について</p> <p>県からの出向者の人件費の大部分と民間からの出向者の人件費の1/2以上が、収支計算書に表現されていない。出向者の人件費を当該財団の収支計算書に反映させ、事業実体を正確に表現させる必要がある。</p>	<p>現状においては、人件費のうち給与、期末手当は県が負担しています。勤勉手当、管理職手当、時間外手当、その他費用については当財団の負担となっているため、人件費に係る県負担分が収支予算書に反映されない状態となっています。しかし、当該人件費も当財団の費用であるという認識のもと、引き続き効率的な事業活動の実施に努めています。</p>	
	<p>イ. 運営資金の財源について</p> <p>寄附財産の果実を唯一の財源として組織を運営することが、非現実的な状況となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本財産961,900千円(果実16,558千円) ・県からの無利子借入金603,000千円(運用益11,989千円) ・県からの補助金48,129千円 	<p>より一層の資金の効果的な運用を図るとともに、県の補助事業、国の受託事業の活用等により、財源確保に努めています。</p>	
	<p>ウ. 当財団の評議員、理事等について</p> <p>寄附行為に評議員の規定があるものの、実際には評議員はいない。</p> <p>理事に46名が就任している。組織の規模に比して異常に多い。</p> <p>三重県知事が理事長に就任している。県知事名で提出された書類を適正に指導監督できるのが疑問が残る。</p> <p>知事、議員、部長等が団体の理事に就任するケースが多いが、名誉職としての理事は、実際に意思決定がなされず、業務執行ができないという弊害がある。又、理事個人にとっても、無過失責任を問われる可能性がある。</p>	<p>平成12年4月から次のように対応することとしました。</p> <p>新産業の創出を行うため、平成12年4月1日に(財)三重県企業振興公社と当財団が統合され、新財団「三重県産業支援センター」が発足しました。</p> <p>これに伴い役員が一新され、役員数も大幅に減少しました。また、従前にはなかった評議員も選出され、財団運営体制の強化を図りました。</p>	
	<p>エ. 当財団への一般企業の参画について</p> <p>過半数が民間の出捐により設立された財団の割には、賛助会費等、財団に参画する企業の資金援助が少なすぎる。一般に認められる成果がないのか、成果を認めさせる努力が欠如しているか、いずれかが起因しているといえる。</p>	<p>新産業の創出を行うため、平成12年4月1日に(財)三重県企業振興公社と当財団が統合され、新財団「三重県産業支援センター」が発足しており、引き続き一般企業に対して資金的な参画を求めています。</p>	
監査人意見	<p>運営資金の財源確保について、県にとってみれば、多額の出捐と無利子貸付を行い、資金を固定化させている。</p> <p>財団にとっては、返済義務のある借入金に頼るより、補助金の増額の方が事業運営が効率的になり得ると思う。</p>	<p>資金の効果的な運用を図るとともに、補助事業の活用等による事業の見直しにより財源確保に努めます。</p>	
(4)	三重県道路公社		道路整備課
指摘事項	<p>ア. 三重県からの借入金について</p> <p>志摩開発有料道路第1期、第2期分について、県は、平成10年度末現在、総額41億1600万円の貸付を行っているが、10年度末現在の公社作成の収支明細表によると、利用状況が悪化しているため、これらの借入金を県へ全額返済することは不可能となっている。</p>	<p>三重県道路公社の財務事務については、地方道路公社法の規定に基づき、経理をしているところです。</p> <p>なお、各年度の道路公社の経営状況については、地方自治法第243条の3第2項及び同法施行令第173条の規定により貸借対照表、損益計算書等を県議会に報告してい</p>	

	<p>さらに、有料道路無料開放時点で、その他の借入金についても未償還残高が残る予想となっている。(予想額は、8億68百万円余)</p> <p>問題を先送りせず、又会計上のテクニックで回収されたように見せかけるのではなく、何らかの情報開示が必要である。</p>	<p>ます。</p> <p>今後とも、有料道路の運営状況、道路公社の経営状況等について、適宜、県議会に報告しながら取り組みます。</p>	
	<p>イ. 料金徴収業務委託契約について</p> <p>外部業者と一旦契約したのちに、人事院勧告にしたがって勧告どおりの変更値上げ(契約変更)をしているという事実が認められた。</p> <p>ただし、平成11年度より上記の契約について見直しを行い、改善が図られている。</p>	<p>料金徴収業務委託契約について人事院勧告後に変更値上げをしていた事例に対しては、平成11年度より改善をしております。</p> <p>さらに、契約方法についても平成11年度に見直しを行い、平成12年度より従来の随意契約方式から指名競争入札方式に変更しました。</p> <p>また、伊勢二見鳥羽ラインの料金徴収業務について、管理コスト削減のため平成13年度より自動料金徴収システムの導入を図る予定です。</p>	
<p>監査人意見</p>	<p>県からの借入金について、その一部又は全部について返済不能となると予想される場合があるが、県から見た場合、このような貸付金は、不良債権と言わざるを得ない。貸付金が回収できる見込みがなくなった時点で不良債権としての処理や情報を開示するなどの検討が必要である。</p>	<p>三重県からの借入金についての取り扱いは、次の視点を考慮に入れながら検討をすることが必要と考えています。今後、無料開放時点における借入金の処理に対しては、情報開示に留意しながら対応に努めます。</p> <p>志摩開発有料道路は、周辺地域住民の福祉の増進、地域開発への寄与など、公共事業を補完する役割を有しています。</p> <p>料金徴収期間満了後の道路財産は三重県に帰属することになります。</p>	
<p>(5) 三重県住宅供給公社</p>			<p>建築住宅課</p>
<p>指摘事項</p>	<p>以下により、当公社の決算書は、公社の財政状態及び経営成績を適正に表示していない。土地については、長い期間の利益調整により、帳簿上の数字が実態とかけ離れたものとなっている。</p>		
	<p>ア. 土地の評価について</p> <p>公社保有の土地について、かなりの含み損がある。</p>	<p>「保有土地にかなりの含み損がある」ことに対しては、当監査結果報告書でも指摘のあるとおり「かなりの含み益があると予想されるため、役割の終わりつつある公社にとっては、財政的な困難はない」と判断され、民間と競合する住宅分譲事業等の整理処分を進めている公社としては、現状において今後の資金的な困難はないと考えています。</p> <p>また、保有土地の評価替えについては、できるだけ早い時期に実施するよう現在検討中です。</p>	
	<p>イ. 引当金及び原価見返勘定について</p> <p>公社の計上している引当金等のうち、次のものは引当金等の設定理由に合理性が見出せず、且つ金額も明確な基準がなく、利益留保性引当金と言わざるを得ない。</p> <p>(項目) (平成10年度末簿価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧引当金 225,523 千円 ・修繕引当金 213,682 ・分譲事業損失補填引当金 1,314,929 ・団地整備引当金 476,205 ・間接経費引当金 106,156 ・原価見返勘定 5,408,282 	<p>現状に合わせて改める必要のあるものについては、公認会計士等専門家の意見を聞き、平成11年度決算から見直しました。</p>	
	<p>ウ. 団地間調整について</p> <p>経費の団地間調整を任意に解釈し、物件毎の帳簿価格を調整していた。例えば、損失が予想される物件の経費を利益の期待できる物件に付</p>	<p>平成11年度決算から団地間調整を行わないよう見直しました。</p>	

	<p>け替える処理をするという事例が認められた。</p> <p>エ. 販売費について 販売用チラシ、現地案内所の経費等いわゆる販売費について、諸経費として原価処理を行っている(このため、売れ残りの物件の簿価が売却物件より高くなり、さらに売りにくくなるという事態が生じている)。</p>	<p>平成10年度決算から、人件費や諸経費については、一般管理費として新たに計上するよう見直しました。</p>	
(6) 三重県土地開発公社			監理課公共用地推進室
指摘事項	<p>次の土地は、取得後長期間保有となっている。いずれも三重県の依頼により購入した土地である。取得から事業の用に供されるまでの期間が余りにも長すぎる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県庁舎敷地拡張用地(昭和44年取得) ・センター博物館用地(平成5年取得) ・明星工業団地(昭和63年取得) 	<p>長期保有土地の早期処分に向け、関係機関等に働きかけます。</p>	
(7) 三重中部総合開発株式会社			道路整備課
指摘事項	<p>ア. 当社の貸借対照表の中で、特に次の問題点がある。</p> <p>公共的施設等負担金については、当社がなんら事業を行っていないことから資産性はない。NTT資金無利子借入金(平成11年3月末現在701,104千円)が、貸借対照表に計上されていない。</p> <p>借入金の返済が既に始まっているが、現預金(平成11年3月末現在117,915千円)以外金銭価値のある資産はほとんどないため、平成13年度中には資金が枯渇するおそれがある。</p> <p>早急に何らかの債務処理策を決定すべきである。</p> <p>県の出資した144百万円については、資産性なし(換金価値なし、回収可能性なし)と考えるのが妥当。</p>	<p>NTT資金無利子借入金の処理については、平成11年度決算から貸借対照表において負債(借入金)として計上しました。</p>	
監査人意見	<p>平成11年3月末現在、帳簿上の未処理損失は、107,360千円であるが、実際には583,577千円の損失となっている。</p> <p>(現預金以外資産価値のあるものは、ほとんどないし、NTT無利子資金は、債務として認識されず貸借対照表に計上されていない。)</p>	<p>「運営計画検討会」での検討の結果、『開発等による償還金の確保は困難な状況であることから会社の存続は難しく、解散も視野に入れ検討を進める。』としており、平成12年6月30日に開催された株主総会の結果、『会社の存続は難しく、早急に処理策を決定したい。』との方向性をみました。</p> <p>この結果を受けて、解散を視野に入れ株主等関係者と処理策について協議・調整を行っているところでありますが、法的な問題もあり時間を要しており、年度内の処理策の決定は非常に厳しい状況であります。</p> <p>このことから、さらに株主等関係者ならびに弁護士と協議・調整をかさね、その結果をふまえて平成13年度に処理策を決定する予定であります。</p>	
(8) 三重県厚生事業団			健康福祉政策課
指摘事項	<p>監査した範囲内では指摘すべき事項は認められなかった。</p>		
監査人意見	<p>現在、自主県費削減の取り組みを進めている。県補助金の大部分は人件費であるので、民間の社会福祉法人の人件費と比較検討し、人件費補助金の妥当と思われる金額を算定することも検討すると良い。</p>	<p>厚生事業団は、県の委託を受けて、特別養護老人ホーム明星園、知的障害児施設・知的障害者更正施設いなば園、身体障害者総合福祉センターの受託経営を行っています。</p> <p>厚生事業団のあり方について、時代の要請に応えるような見直しを行うこと、との</p>	

行政改革調査特別委員会の指摘を受け、それぞれの施設の県関与のあり方を検討した結果、現在、下記の方針で改革を進めています。

(明星園)

平成13年度中に民間の社会福祉法人に譲渡することとし、県立としては廃止します。

平成12年 8 月 明星園の譲渡方法等の公募

平成13年 3 月 明星園廃止条例の上程

4 月～ 5 月 譲渡にかかる公募

9 月～10月 譲渡予定先の決定

11月～12月 明星園譲渡契約締結、譲渡

(いなば園)

一部の民間法人では受入れが困難な重度障害者の施設として機能を限定し、民間で運営可能な部分については、民間への譲渡の可能性等を調査・検討中です。また、入所者一人ひとりの現況と個別のニーズを把握するため、民間施設や福祉事務所等と協働して「個別療育ニーズ調査」を実施しています。

平成12年度中 個別療育ニーズ調査終了
平成13年 4 月～調査に基づく個別指導の支援

7 月頃 いなば園縮小に伴う新施設の選定 (14年度整備分)
(予定)

(身体障害者総合福祉センター)

時代に即した障害者施策に対応するため、健康福祉部以外の部局との連携事業や福祉制度の谷間にいる高次脳機能障害者のリハビリテーション事業に新たに取り組むことにしています。

現在取り組んでいる事業団の経営健全化計画 (平成 9 年度～14年度) は、一定の成果をあげていますが、状況の変化に対応するため、明星園の民間譲渡計画が固まり次第、現在の経営健全化計画の見直しを行わせることとしています。

また、明星園の民営化、いなば園の規模縮小、身障センターの施設機能強化に併せて職員数の見直しと、給与システムの具体的な見直しに着手する予定です。

健康福祉部療育施設の財務に関する事務の執行

(1) 小児心療センターあすなろ学園事業

健康福祉政策課

指摘事項 ア. 平成10年度の収支状況を昭和60年度と比較すると、医療収入はほとんど変化がないのに対し、人件費のみが急増している。

平成12年度は定床数を見直し (104床から80床)、それに伴う職員定数の見直しや人事交流を活発化させ、人件費の抑制に努めました。

・職員定数の見直し (現員数)

11年度 103人 (102)

12年度 99人 (96)

・人事交流の活発化

10年度中 転出等14人 転入等13人

11年度中 転出等21人 転入等14人

		<ul style="list-style-type: none"> ・職員平均年齢 <ul style="list-style-type: none"> 11年4月1日 41.9歳 12年4月1日 41.6歳 ・人件費の予算・決算額 <ul style="list-style-type: none"> 11年度 888,489千円 12年度(補正) 815,157千円 <li style="padding-left: 40px;">対前年比 91.7% <p>また、定床数の見直しとともに、地域のニーズの掘り起こしを行っており、病床稼働率は2月末で84.3%（前年度62.0%）で、医療収入の増にも努めています。</p> <p>現在、経営健全化調査等をコンサルタントに業務委託し、効率的な運営の検討や職員のコスト意識改革を進めるとともに具体的に年次別の経営健全化計画を策定し、さらに改善を進めることにしています。</p>	
	<p>イ. 地域連携事業にかかわるコストを把握しきれないため、学園の決算書には地域連携事業にかかる支出が表現されていない。</p>	<p>地域連携事業については、平成11年度から運営事業費の中に細事業目を設け、他との区分を行っています。</p> <p>また、地域連携事業にかかる人件費については、ア.の経営健全化調査等委託において職員のタイムスタディ調査を行い、地域連携事業に従事した職員の時間数やコストを明らかにして、支出額を算出することになっています。</p>	
	<p>ウ. 学園が受け取る収入を検討すると、措置児童の場合とそうでない場合によって収入が異なり、父母が健康保険を選択すれば、学園は無償サービスとなる。</p>	<p>あすなる学園は、児童青年精神科病院として高く評価されているため、自閉症以外の精神性疾患で入院する患者（措置扱いとしない）も多く、これら入院患者に対しても措置児童と同等のサービスが必要です。これにより生じる収入差損をなくすためには、小児にかかる診療報酬制度の改善が必要です。これについては、あすなる学園園長が、厚生省（当時）の会議等で発言し、医療現場の現状を訴え、改善を要望しています。</p>	
<p>監査人意見</p>	<p>(1) 措置制度について 措置児童と措置児童でない場合には、収入に差が出る。措置制度の大きな問題点であり、三重県が措置制度の改革を推進していくべきである。</p> <p>(2) 経営の効率性について 措置児童の有無によって収入金額が左右されるため、県独自に学園内部の効率性を測定するための判断基準を設ける必要がある。</p> <p>(3) 施設について 第2病棟は、老朽化、陳腐化が進み、療育施設には不向きな物となっている。（男女の区別がないトイレ、整備されていない浴室など）耐震性に問題ありと指摘された建物に重度の精神障害者を入院させておくことは、不測の事態に安全性が確保されているとは思えない。</p> <p>(4) 地域連携事業のコストの把握について 地域連携事業に関わるコストを把握できていないため、学園の決算書にこの事業にかかる支出が表現されていない。コストを把握する方策を考える必要がある。</p>	<p>ウに同じ</p> <p>平成13年度は、平成12年度の委託業務の調査結果をもとに経営健全化委員会を設置し、児童精神科医療及び福祉に関する将来動向、公的関与の必要性、関係機関との役割分担等を多角的に検証し、判断していくこととしています。</p> <p>自閉症児の入所者数が漸減し、周辺機能である地域連携事業の比重が高まる中、社会情勢の変化にあった学園機能の見直しや関係機関との連携方法、役割分担の検証が必要であり、改築・改修はこれらの見直しと併行して効果的に行うこととしています。</p> <p>イに同じ</p>	

(2) 草の実リハビリテーションセンター			障害保健福祉課
指摘事項	<p>平成10年度の収支は、年間約4億円の支出超過と計算される。</p> <p>また、支出の重要な部分を占める人件費について検討してみると、</p> <p>平均年齢が非常に高い(平均年齢43.4歳、一般行政職員39.3歳)</p> <p>医療以外の間接人員のウエイトが高いという事実が認められる。</p>	<p>平成10年度に入所定員を110名から60名に変更し、リハビリテーション医療部門、外来部門を充実させるとともに、重症心身障害児(者)通園事業を開始しました。</p> <p>この見直し時において、直接処遇職員の再配置、必要職種を増・減員を行い、合理化・効率化を図ったところです。その後、新サービス提供体制、新規開始事業の安定的運営を目指してきました。</p> <p>職員平均年齢 10年4月1日 43.7歳 11年4月1日 43.5歳 12年4月1日 43.0歳</p> <p>上記のように、平均年齢の抑制を図っています。</p> <p>平成12年度に事務職員を1名削減しました。間接人員だけでなくセンターの職員体制について、引き続き検討を行います。</p>	
監査人意見	(1) 支出超過原因分析について 医療機関としての収支、センター機能としての収支をそれぞれ把握すべきである。 それによって、どのように支出超過の現状を改善すべきかが見えてくる。	各部門の財務状況を把握することは当センターの課題を解決するためには重要であり、平成12年度に経営健全化調査等をコンサルタントに業務委託し、分析を行っています。この結果を受けて年次別の経営健全化計画を策定し、具体的な改善を行う予定です。	
	(2) センター職員の人件費等について 人件費をコストとして考え、コスト削減を図る必要がある。	人件費が総支出額の大半を占めていることから、コスト削減のため職員定数について見直しを行いました。平成12年度は1名削減し、13年度も調整を図っています。	
	(3) 人事交流について 特殊な業務ということで、過去他部署との人事交流はあまりなされていない。他病院等との人事交流が必要である。(人事交流がなければ、良い意味での刺激、競争が生まれてこない。)	<p>人事交流の活発化</p> <p>10年度中 退職1(看護婦) 転出3(事務、指導員、心理判定員) 採用1(理学療法士)</p> <p>11年度中 退職3(理学療法士、看護婦、栄養士) 転出5(事務3、X線技師、保育士) 採用4(心理判定員、看護婦、理学療法士、作業療法士) 転入2(事務、指導員)</p> <p>職場の活性化や職員同士の刺激・競争のためにも人事交流の必要性は認識しています。一方、小児整形外科の専門性の確保も大切であり、今後もこの点に配慮しながら可能な限り他病院等との人事交流を図りたいと考えています。</p>	
	・農林水産商工部(産業政策課、漁政課、農山漁村振興課)及び県土整備部(監理課、道路整備課、道路保全課)の平成10年度及び平成11年度における旅費、交際費、食糧費の事務の執行について		
指摘事項	(1) 旅費 農林水産商工部産業政策課で、旅行命令簿等の作成がないまま、出張していた事例が、1件あった。(平成11年3月11日)	事前命令を徹底していくことにしています。	

	(1) 交際費、食糧費については、指摘すべき事項は認められなかった。	-	
監査人意見	1. 旅費条例について 吉田山会館及び水産会館における会議で半日当が支給されている事例が見られた。(職員等の旅費に関する条例第26条に基づくもの) 県本庁舎内の会議室が限られているため吉田山会館等の施設を利用しているのであるが、県本庁舎の前にある吉田山会館等を県本庁舎と区分して考える必要はないと思う。日当の半日分支給の対象地域を改定するか、又はこの日当の半日分支給の条例自体について検討すべきではないか。	現行の旅費制度は、国の旅費法に準拠し運用しており、近距離出張の旅費の支給にあたっては一定の制限を加えてきたところですが、在勤地内(在勤公署から8キロメートル以内の地域)における日当については、職員の旅行の実態等に鑑み、平成12年3月11日から交通費を必要とする場合を除き、支給しない取扱をすることとしたところです。 また、旅費制度全体について見直しを行い、旅費条例を改正し、平成13年4月から適用することとしました。	職員課
	2. 車輛の稼働状況について (1) ある課でのフリー車(1台)の平成10年度の稼働率は、約50%(利用時間)であった。部単位等さらに大きい組織単位で集中管理することで、一台当たり稼働率をなお一層高め、県全体の保有台数を削減していくべきである。	本庁舎の公用車の集中管理については、平成13年4月1日から実施します。	管財営繕課
	(2) 運転手付き車輛については、フリー車以上にその稼働率が問題にされなければならないが、ある課での実績を基に試算してみると、運転手が運転業務に携わる割合は約30%である。(県庁全体で、運転手は、145名いる。) コスト比較をして、公共交通機関を活用するとか、フリー車の活用を図るなどの仕組みに替えていく必要がある。	運転手付きの車輛については、平成12年度から、部局長車等(16台)を対象に一元管理を実施したところですが、今後も稼働率の向上に向けて検討していきます。	管財営繕課
	(3) 運転手は、車を運転して庁舎外に出かけるのが本来の業務であり、運転手になぜ日当が出るのか疑問である。	上記1の「旅費条例について」のとおりです。	職員課
	3. 交際費、食糧費について 交際費、食糧費共に予算額と支出額に大きな差額があり、予算の趣旨が充分生かされていないと思われる。	交際費・食糧費については、所要額を把握のうえ適正額を予算計上いたします。	予算調整課
	4. 歳出予算の管理について 予算の流用が制度的に行われているが、期末日に大量に処理されていることから、適切な合議がなされていないとの誤解を与える。	予算の流用については、規則に則り、所要の決裁・合議を適正に行っていきます。	予算調整課
	. 教育委員会養護学校の財務に関する事務の執行		
	三重県立養護学校北勢きらら学園の財務事務について		教育委員会総務課
指摘事項	指摘すべき事項は認められなかった	-	
監査人意見	1. 業務委託契約について 校舎総合管理業務は平成10年度には入札によっており、給食業務は平成11年度から入札を採用することとなったが、平成11年度の入札状況を見ると、両業務とも前年度と同一の企業の落札となり、金額的にも横ばいの状況であり、落札の効果が見られない。入札方法について、今後創意工夫が必要である。	平成12年度の入札状況は、 ・給食業務の入札については、入札指名業者の選定条件を変更し、指名業者を3社から7社に増やしました。その結果、新規の業者と前年より安価で契約しました。 ・校舎総合管理業務の入札については、既に約20業者を指名しています。	

公 告

次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項の規定により公告します。

なお、関係書類は、三重県生活部NP0室及び各県民局生活環境部に備え置いて、平成13年5月30日まで縦覧に供します。

平成13年4月13日

三重県知事 北 川 正 恭

1 申請年月日

平成13年3月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人桃太郎会日本

(2) 代表者の氏名

山中 正次

(3) 事務所の所在地

四日市市久保田2丁目8番1号糸与ビル205号

3 定款に記載された目的

この法人は、被災者支援活動、飢えや病気に苦しむ人々の救援活動、青少年育成活動、健康管理サポート活動等を行うことにより、人とのつながりを大切にし、感謝の出来る思いやりのある人を増やし、地域社会に貢献することを目的とする。

次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項の規定により公告します。

なお、関係書類は、三重県生活部NP0室及び各県民局生活環境部に備え置いて、平成13年6月3日まで縦覧に供します。

平成13年4月13日

三重県知事 北 川 正 恭

1 申請年月日

平成13年4月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人エス・サプライ

(2) 代表者の氏名

島村 晃一

(3) 事務所の所在地

津市高野尾町3006番地の249

3 定款に記載された目的

この法人は、すべての人々が生涯学習を通じて自ら生きがいを創造し、健全な精神のもとに健康で快適な生活を営むことができるようスポーツの振興を図り、もって地域社会の生活の質の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成13年4月13日

三重県知事 北 川 正 恭

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名
平成13年度三重県総合教育センターパソコン操作基礎研修講座
- (2) 委託業務内容
仕様書によります。
- (3) 委託業務期間
平成13年6月1日(金)から平成14年2月28日(木)までとします。
- (4) 実施場所
三重県総合教育センター(三重県津市大谷町12番地)他

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者としてします。
- (2) 三重県会計規則(昭和39年三重県規則第15号。以下「規則」といいます。)第60条第3項の規定による入札参加資格者名簿に登録されている者としてします。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次の(1)から(4)までに示す証明書等を平成13年5月11日(金)午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)に4の(3)の場所に提出しなければなりません。

提出された証明書等を審査の結果、入札することができる認められた者に限り、入札の参加対象者としてします。

なお、提出した書類について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 入札説明書(仕様書)に示す内容を遂行できることを証明する書類(入札希望者が提案する内容が分かる資料(指導方法等)を添付すること。)
- (2) 当該契約に係る確実な体制が整備されていることを証明する書類
- (3) 当該契約を相当数実施した実績(契約先、契約年月日、契約内容及び契約金額)を有する証明書
- (4) 「競争入札参加資格審査結果(登録)通知書」の写し

4 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局
〒514-0007 三重県津市大谷町12番地
三重県総合教育センター企画振興部 総務担当 雲林院
電話 059-226-3513
- (2) 入札説明書(仕様書)の交付方法
入札説明会場で配布します。入札説明会以後は、(3)の場所で平成13年5月9日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)配布します。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
日時 平成13年4月27日(金)午後1時30分
場所 三重県津市大谷町12番地 三重県総合教育センター本館 2階 第2講義室
- (4) 入札の日時及び場所
日時 平成13年5月18日(金)午後1時30分
場所 (3)に同じです。
- (5) 開札の日時及び場所
(3)に同じです。
- (6) 契約条項を示す場所
(1)に同じです。
- (7) 入札方法に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が入札をするものとしてします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとしてします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としてしますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。

ウ 入札執行回数は2回を限度としてします。

エ 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

カ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県知事が判断した入札者であって規則第66条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

キ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他規則第72条各号のいずれかに該当する入札書は無効とします。

5 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

6 Summary**Bid Announcement****(1) Contact Work**

Management of Personal Computer Course for Beginners at Mie Prefectural Education Center

(2) Explanatory Meeting

Date : 1:30p.m., Friday, April 27th, 2001

Place: Seminar Room No.2, Mie Prefectural Education Center, 12 Otani-cho, Tsu City, Mie Prefecture

(3) Closing Date for Application

5:00p.m., Friday, May 11th, 2001

(4) Open tender

Date : 1:30p.m., Friday, May 18th, 2001

Place: Seminar Room No.2, Mie Prefectural Education Center, 12 Otani-cho, Tsu City, Mie Prefecture

(5) Person in Charge

Mr. Ujii, Mie Prefectural Education Center, 12 Otani-cho, Tsu-City Mie Prefecture, 514-0007

Phone : 059-226-3513

毎週火、金曜日発行

購読料(送料並びに消費税及び地方消費税含む。)

1 箇月 2,700円

1 箇年 32,400円

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。

<http://www.pref.mie.jp/>

平成13年4月13日発行

津市広明町13番地

三 重 県

印刷・販売 伊藤印刷株式会社

〒514-0027 三重県津市大門32-13

TEL 059-226-2545 FAX 059-223-2862